

第3期第2回美術品補償制度部会 議事録

1. 日 時 平成25年7月18日(木) 15:00～18:00

2. 場 所 文化庁特別会議室(旧文部省庁舎5階)

3. 出席者 (委員)

鈴木部会長, 箱守部会長代理兼専門調査会長, 大原専門調査会長代理,
佐藤委員, 富田委員, 雪山委員, 井上委員

(ヒアリング)

【在京新聞5社会】

- ・上村 朝日新聞社文化事業部長, 鈴木 朝日新聞社文化事業部次長
- ・歸山 日本経済新聞社文化事業部担当部長
- ・川俣 毎日新聞社美術事業部長, 武内 毎日新聞社美術事業部副部長
- ・陶山 読売新聞社文化事業部長, 大谷 読売新聞社文化事業部次長
- ・中田 東京新聞文化事業部次長

【日本放送協会】

- ・2名(匿名を希望)

【東京国立近代美術館】

- ・松本 副館長, 中林 企画課長

(事務局)

- ・石野 文化財部長, 江崎 美術学芸課長, 渡辺 課長補佐, 松本 登録調査官

4. 概 要

- (1) 本日の日程, 審査方法等について(非公開)
- (2) 部会長等の選任について(非公開)
- (3) 審査(諮問・答申)(非公開)
- (4) 美術品補償制度に係るヒアリング
- (5) その他(非公開)

※議題(1)から(3)及び(5)は、「文化審議会美術品補償制度部会の会議の公開について」(平成25年5月10日文化審議会美術品補償制度部会決定)により非公開。

- (1) 本日の日程, 審査方法等について

- ・事務局より本日の日程と審査方法について説明を行った。

- (2) 部会長等の選任について

- ・部会長に鈴木委員が選任され, 部会長代理には箱守委員が選任された。

(3) 審査（諮問・答申）

- ・ 「印象派を超えて一点描の画家たち ～ゴッホ、スーラからモンドリアンまで」及び特別展「上海博物館 中国絵画の至宝」に関して、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第3条第1項の規定に基づく補償契約を締結することについて、箱守専門調査会長より、平成25年7月12日に開催した美術品補償制度部会専門調査会（第2回）における調査の報告を行った。審議の結果、本展覧会の主催者と補償契約を締結することは適当である旨の答申がなされた。

(4) 美術品補償制度に係るヒアリング

【在京新聞5社会】

陶山部長：（資料に基づき説明）私ども展覧会に携わる者にとって、国家補償制度は待望の制度でありました。制度が導入されてから、私ども実際に申請実務に当たってまいりましたが、その過程で様々な課題が出てきたと思います。本日は資料に基づきまして、私どもが取りまとめましたポイントを説明させていただきたいと思います。

発足による成果。政府補償制度のおかげで、幾つかの国際展が開催可能となった。

制度面・手続面での要改善点。利用促進のための方策。

制度面。

1番、免責事項。北米をはじめとする特定の主要国が、主に政府側の免責事項の多さを挙げて、日本の補償制度を認めていない現状がある。2013年3月に訳文改訂が行われたが、依然として印象は余り変わらない。引き続き条項見直しと、訳文改善をするとともに、そうした否認国への制度紹介・宣伝活動にも力を入れてほしい。

2番、英文資料。海外の保険会社に制度説明をする際の英文資料が少ないので、分かるような資料を作ってほしい。例えば、契約時の通貨の換算率は財務省の決めた換算率だが、事故が起きたときの換算率との違いをどう処理するかなど。

3番、通常損害時の限度額の低減、民間保険の料率の妥当性。ファースト・リスクを受け持つ民間保険会社が提示する料率が適正であるか不透明である。補償制度によって利益を享受すべきは国民であり、民間保険会社ではないはず。被補償者の事業経費について細かくチェックするのであれば、同様に民間保険会社の料率計算の妥当性についても細かくチェックすべきだ。限度額が50億円と、事故被害想定としては高めに設定されているため、民間保険会社はほとんどのリスクを彼らが負わなければならないとの理由で、制度設計時点に期待されたほどには保険料率が下がらない。そこへ、所蔵者側からの「日本の補償制度では足りない部分」の追加保険を求められると、それらの合計額が、制度を適用せずに100%民間で保険を掛ける場合の金額を超えるという逆転現象まで起きている。通常損害時の限度額50億円を、現行の特定損害時の限度額

1億円と同額にそろえることができれば、明確な効果が現れるはずだ。限度額の低減を検討されたい。

次のページにまいります。手続面（申請書類）。

1番、提出書類全般。文化審議会（美術品補償制度部会）を開くたび、申請の回を重ねるたび、申請項目や提出書類が細かく過剰になっている。展覧会制作の現場や制度利用者のことを考えているのか、疑問を感じざるを得ない。「あれば参考になるかもしれない資料」ではなく、「本当に必要な資料」だけに精選してほしい。

2番、コンディション・レポート（作品個票）。申請の段階で、作品のコンディション・レポートを作成するのは難しい。展覧会開催の半年以上前では、コンディション・レポート自体に余り意味がない。書類作成を省略・簡略化してほしい。海外作品については、作品個票を海外に送って責任者のサインをもらうことになっているが、申請書が全て和文のため、どうしても必要ということであれば英文の資料を用意してほしい。また、国内作品についても、バックボードの有無などを1点ずつ借用先に問合せをして、無理を言って資料を出してもらった。現実的ではなく、対応できないレンダーも多い。そもそも作品の状態が悪ければ、貸出し許可は下りない。これは、実際に展覧会開催時に修復家にチェックしていただくのでは駄目なのか。

3番、出品作品の第三者評価額。第1回申請当初は、専門家による妥当性の確認でよいとされたが、その後、1作品ごとに過去の類似作品のオークション評価額を書き込むことを求められ、負担増となっている。必要なことであれば負担増も分かるが、申請評価額が法外ではなく妥当であることを確認することが目的であれば、当初の方法で十分なはず。例えば、古典的なマスターピースがオークションに出ることはほぼないため、客観的な数字を出すのは難しい。そもそも申請評価額の適正を確認するのは補償側、すなわち文化庁の作業ではないか。

4番、輸送計画。輸送会社や航空会社等と具体的なスケジュールや経路を確定できない段階にもかかわらず、必要以上に詳細な日程・経路を求められても対応しかねる。最近の事例では、過去に発生したトンネル事故を例に出して、「一度にトラック2台がトンネル内に入らないようにリスク管理すること」という指示があった。当該輸送経路中に全長2キロメートル以上の規模のものだけでも約10本のトンネルがあり、物理的に対応が不可能と思われる。主催者が現実的に対応可能かどうか踏まえた上で、指示をしてほしい。当該事例では、そもそも日本のトンネルの危険性を海外レンダー側に説明すること自体が困難。

5番、ファシリティ・レポート。1度補償対象となった館の施設・設備に関する資料を毎回全部出し直す必要があるのか。過去の資料をファイリングしておけば簡略化できるはず。2013年度の申請から書式が変更となり、追加で提出する資料もあったようだが、今回の申請で資料を提出した館については、次回からの提出を免除してほしい。特に国立の施設については、国が状況を把

握しているはず。例えば、一度でも適用を受けた館は「登録館」として、新たな申請の際には主催者からの提出を免除する、提出情報から更新された内容は、申請の際に文化庁から（温湿度情報を含む）最新情報の提出を館に依頼する、ということにしてはどうか。

最後のページにまいります。

6番、展示図面。実際の展示作業中に、学芸面や運営面等を考慮して順番を入れ替えるのはまあある話。このほど申請要領の内容が変更となり、評価額を入れた展示プランを提出することになったが、なぜ評価額入りの展示プランが必要なのか。展覧会の構成によって、評価額の高い作品が集中することはやむを得ないことであり、指摘されたとしても展覧会構成を変えることもできない。そもそもこのような確認作業が果たして必要なのか疑問を感じる。「別途安全対策を行う場合はこの限りではない」とも申請要領に書かれているのであれば、評価額を表記する必要はなく、結界や監視員の配置などの安全対策を記入すればよいのではないか。

また、最近本申請時に巡回先の展示プランの提出が義務付けられる事例があったが、以前の申請要領では「巡回展の後半の施設は、契約締結までに提出」とあった。申請の時点からは大抵の場合変更が生じる。ある程度プランが固まった段階で提出した方がよい。

7番、提出申請書類のナンバリング。最近の事例では、提出書類12冊（約700ページ）全てにナンバリングが求められた。機密情報（評価額、各施設の防犯情報など）が含まれるため、当然外注もできず、また直前まで書類作成に追われる申請担当者にとっては過度の負担となる。作業の必要性和省力化を再検討してほしい。例えば、提出書類は文化庁サイトからの電子入力による提出方式に改め、それに適さないものも極力PDFでの提出とし、専門委員への配布を含め、ペーパーレス化を図るなど。

制度改善の具体的な提案。文化庁、文化審議会に展覧会の専門家を。

上記のような問題点を改善するためにも、文化庁、文化審議会に国際展制作の実際に精通した専門家（新聞社のOB等）を配置するべきである。また、制度の性格上、海外との折衝が避けられないことは明らかである。文化庁内に、補償制度に関するレンダ一側の質問に対して、少なくとも英語で対応できる専門家を配置されたい。国の法制度の解釈・運用等に関して、民間会社である制度利用者側が説明することはできない。

その他。国民的利益の還元とは。

補償制度の理念を再確認したい。制度によって、これまでは保険評価額が高く保険料負担ができずに開催が難しかった展覧会や作品の来日が可能になった。政府として、このこと自体が国民的利益であることを再確認してほしい。それなのに、補償を受ける新聞社等に対して追加の経費負担（高校生無料化等の対策経費）を求めて、それを「国民的利益の還元」と称するのは本末転倒ではないか。

以上が、私どもの中で議論し、取りまとめたこととございます。様々な御指

摘、それぞれに背景があろうかと思うのですが、展覧会の実務というのは非常に煩雑で、また時間の制約のある中で、我々として作品の安全を最大限守り進めていく。その中で不要な作業、不要と言っても語弊があるかもしれませんが、作業の最小化には是非御理解を頂きたいということ。そして、国家補償が導入されることで、保険料に関する経費が節減される。これが第一だと思うのですが、それが必ずしもいい形で実現されていないという印象を持っています。こうしたところが、この報告をまとめた私どもの立場、背景でございます。

以上です。

鈴木部会長：ありがとうございました。大変多岐にわたる御意見、御指摘をしていただきました。委員の方から何か質問等がございましたら、お願いします。

箱守部会長代理：ここにいろいろ御指摘いただいた点で、もっともだと思ふ点と、あとは審査体制の事情があつて御理解いただきたいという点があるように思います。

作っていただくのも大変なんです、申請書を読むのも大変です。眺めているだけではなく、安全対策に抜かりがないか、図面も一生懸命見えています。なぜかという、やはり適用するからにはきちんとしたリスク管理がされているのか。やはり保険に代わる制度としての補償ですから、安全管理面で抜かりがないように、書類の作成をお願いしている次第でございます。

ただ、やはり書類が出てきても、実際に過去に補償対象になった展覧会でもいろいろな問題が起こったため、追加で情報を頂くとといったことは起こってきていて、できるだけ事務軽減は図りたいものの、やはり事故が起こってから、どういう審査をしていたのかという責任を問われた際、やはり私は専門調査会のメンバーでもあり、そこは「いや、知りませんでした」ということはやはり許されないと、そういう意味では多少というか、かなり御負担をお掛けしているということはちょっと思っています。

ですから、この御提案にあるようなファシリティ・レポートについて、過去に適用した美術館に関しては省略するというのも、いい方法かと思います。ただ、前回出したものとどこが変わっているのかはお聞きすることになると思っています。

ですから、事前照会と本申請とで書類が変わると、どこが変わったのかと必死になって全部読みます。ページ番号をお願いしている理由は、議論をするときに委員の間でのやり取りのためにも、ページ番号は欲しいということです。

例えば、後から資料を追加することによって書類全部の連番が飛んでしまうというような場合には、P 15の1とかP 15の2とかいう方法で結構なので、できるだけ手間を掛けずに、かつ読む側の人間のことも是非御理解いただきたいということを申し上げたい。

鈴木部会長：ほかには何かございませんか。

雪山委員： 私はいつも問題にしているんですけれども、この国家補償制度ができれば経費が大幅に削減できるのではないかと思っていた。ところが、実際には50億円までは民間保険を掛けなければならない。その料率が下がらないというか、ものすごく高いですね。

私はかつて全国美術館会議の美術品国家補償制度研究部会の会長でしたけれども、とにかく日本でなるべく少しでも多くの美術館・博物館がこの制度の恩恵を受けられるようにしてほしいということから、国立だけではなく、設置主体がいかなる形であれ適用を受けることを望んでいた。そういう点では、私は非常によくできたと思いますけれども、実際に、より広く美術館・博物館にこの恩恵が行き渡るようにするためには、今の50億円という数字をもっと下げてほしいと思っております。

ただ、50億円でやってみると、実際に保険料が余り下がらないという事態が起こっている。50億円を下げても、やはりその保険料、掛金が高い、保険料率が下がらないとなれば、余り意味がなくなってしまうわけですね。

ここの中で、民間保険会社の料率計算の妥当性についても細かくチェックすべきだと私も思うのですが、それは可能なんですか。これはもう需要供給関係の神の手のようなものがあって、もうどうしようもないことなんですか。

佐藤委員： 今、その保険の話がありましたが、この保険の保険料を計算するベースは、保険の金額でその美術品の価値をどう見るかということが一つあります。その価値に対して、保険の料率というのを掛けるわけです。その価値についても非常に流動的なのが美術品ですから、それで価値を低くすれば保険料は安くなるということになります。その価値を、今、決めているのは誰かという、レンダー側が決めていますから、海外から一定の金額が言われると、非常に高いものになっているということが言えると思います。

それから、料率については日本の保険会社が提示する料率なんですけど、実は美術品の市場というのは日本ではほとんど成立していません。保険の市場ですね。美術品について、日本では欧米の市場と比べると非常に小さな保険、付保割合と言いますけれども、美術品がある中で保険を付けるのは非常にわずかなものですから、日本の中には美術品を取り扱う保険の市場ができていません。したがって、全ての美術品の保険については、欧州の保険会社が出す料率水準がベースになって、再保険市場というのがありますので、そこへ出しています。その再保険市場のレートが高いので、結果的に我々は高いものを皆さんに御提示しているという現状があります。

ですから、これを打破するためには、日本の市場でもっと保険を付けていただく。もう一つは、日本の保険会社が海外の再保険市場を使わないでやる仕組みを作るといったことがあると思います。そういう点で言うと、神の手に近いものとしては、日本の保険会社が頼っている再保険市場のレートが水準になっ

ているということが言えると思います。

鈴木部会長：5社会のほかの皆さんも、何か御意見がありましたら、追加で御発言いただければと思います。

歸山部長：日本経済新聞の歸山と申します。いつもお世話になっています。

まず、レンダー側が受け入れていただきたい。本来全ての作品についてこの制度が適用されれば、保険料の負担が下がり、いい作品を持ってこることができるという状況があります。

ただし、例えば1館からではなく、あちこちから借りる場合は、ぎりぎりまで我々はこの補償制度を使っていただきたいというお話をしますが、なかなかこちらも十分説明できない中で、50億円の部分を掛けている保険会社と相談しながらレンダーとやり取りすることになり、非常に手間であり、そういう意味では、その辺りをきちんと説明していただけるようなサポートがあるといいと思います。

それと根本的な問題ですが、かなり高額の商品をお借りする場合、1点外れただけで、保険料が何百万と変わってくる世界があるんですね。ですから、このおかげでチャレンジできた展覧会はあるんですけども、実際には全ては受け入れていただけていない。

そのときは7割を受けていただいたんですけども、その3割の保険料が非常に高く、結局それが最後まで読めずに、今、非常に会社の中ではつらい立場にいるんですね。今までは、大体料率が分かればそれで計算をしていましたが、やってみないと分からないという部分が増えますと、新聞社といえども、体力の弱っている民間会社ですので、なかなかその辺りの経費が読めないというところが、もう一つのリスクとして増えてきています。

あとは、自己負担の50億円に対しましても、保険料率が一律に出てこないものですから、1作品変わるとに全部問合せをしないとその額が分からないというのも、通常保険会社に一括してお願いする場合とは異なり、今の保険額は幾らなのかと聞いていかなければならない。そういった最後まで見えない作業があり、費用の見通しがつかなくなっている。

国家補償の作業をしておりますと、その部分は逆に困ったところであるという意見でございます。

陶山部長：保険に関して、私は余り実務をやっていないんですが、国家補償が適用される場合に掛けなければいけない民間保険は50億円ということになっていると思います。その同じ50億円に保険を掛けるにもかかわらず、展覧会によってそのための保険料が随分違う印象がございます。そこがよく分からない部分がございますが、そこは何かお答えといいますか、理解のヒントを頂けますでしょうか。

佐藤委員： それでは、私がお答えします。結局、50億円というリスクは同じなんですけれども、そのリスクの対象となっているものの数がそれぞれの展覧会で違ってまいります。ですから、例えばある展覧会の総額が200億円、ある展覧会の総額が1,000億円であるとする、保険料は違ってきてしまうわけなんです。それは、保険金で出すのは最終的に50億じゃないか、全て同じじゃないかと言いますが、絵の数が多ければリスクが大きいわけですから、結局50億円という単位は飽くまで支払をするということについての限度額であって、一つ一つの作品に対するリスクというのは、数が多ければ多いほど増してきてしまうということで、概して件数多くて保険金額が大きいものは、同じ50億円の担保範囲の中でも高くなっているというのが実態でございます。

陶山部長： 50億円について、幅が多少あるにしても、保険料率をある程度定めることができれば、絶対額で予算立てができると思うんです。それがこの展覧会設計の非常に期待された部分なんです、今のお話を伺いますと、総評価額について捉えていらっしゃるような気がします。そうしますと、50億円以上は国が責任を持つという趣旨が十分反映されていないのではないかと、素人ながら疑問を持ったという意見でございます。

今のお話で言いますと、単純に50億円掛ける通常の料率という計算を我々はついてしまう。つまり、最大限の損害が50億円というふうに思うものですから。ただ、御説明を聞くと、それが多分全体の濃さというお話をされるんですけれども、そこはなかなか……。

佐藤委員： 分かりにくいですね。

陶山部長： 理解が難しいところです。

佐藤委員： それは、そういう仕組みは我々保険会社がつけているというか、今までそういう仕組みの中で再保険を出してきたんですね。こういう細かい保険のルールのような話を、今、ここで御説明しても分かりづらいでしょうから、もう少し分かりやすいような形で我々の方が御提示できるような方策を専門委員会などで一回議論していただいて、専門家を少し集めていただいて議論していただくのも、一つの方法ではないかと思えます。

井上委員： 補足でございますけれども、今のいわゆる限度額50億円ということにつきましては、委員会でもこれまで議論してきておりまして、これは高いのではないかと、もっと低くして、多くの利用を見込めるようにしなければいけないのではないかと、ということも現在も議論しているところでございますので、これはもう少し待っていただくということになるかと思えます。

ただ、この限度額50億円と決められた背景というのは、皆様の代表者にもこの会議で御意見を聞いたわけですから、この50億円という額でない

なかなか承認できないという経緯がございまして、小さく生んで大きく育てるということがあったものですから、まずは限度額は50億円ということで、決めさせていただいて、そして運用して、これはやはりおかしいということがあったときには、皆さんの意見も最大限盛り込みながら、いい制度にしていこうというのが我々の趣旨だろうと思います。

箱守部会長代理：そのとおりです。制度がスタートして2年ちょっとですが、非常に危惧していることは、当初思っていたより申請件数も減ってきてしまって適用できないという、約款の面と保険料の削減効果が少ないということ、それからそれに伴って事務手数も増えてしまうという問題点があるというのをよく認識しています。

やはりそこは3年見直しという中で、使いやすいもの、長続きする制度を考える必要がある。一気にやって、すぐに終わってしまうようなことにならないように、やはり安全面の配慮をしつつ、しかも補償制度があるという両輪で走っていくような形にしないと、この制度は長続きしないだろうと思っていますので、是非今の御提案は考えたいと思います。

保険に関しては、私も保険業界の出身の身としては、この制度が実は美術界を助けるというよりは結果として保険業界を助ける制度になってしまっているもので、本末転倒だということは思っています。ですから、そういう美術界の助けになる制度になるように、頑張っていきたいと思います。

陶山部長：是非、よろしくをお願いします。

大原専門調査会長代理：この制度ができてからまだ2年なんですけど、本当に走り出したばかりで、そのためにこの美術品補償制度としては、申請を受けたものはなるべく通したいというのが本当の気持ちです。ですが、何でもかんでも簡単でいいよというわけには、最初だからいかない。だからこそ、しっかりした基準を作ろうじゃないかということで、スタートしました。そのために、皆様方には非常な御負担をお掛けしているのは非常によく分かります。でも、こういう会を持たせていただいて、削るものは削り、残した方がいいというもの残しておっしゃるとおり、もっとスマートな形にしていけたらいいと思います。

皆様方が本当にこの分厚い資料を作っていただくのは大変なことであるというのは、十分に我々も承知しておりますので、今後、もう少しいい形で、先ほど陶山部長がおっしゃったように、例えば3か月前に提出された資料を、また提出させるというのは、ひよっとしたら確かに無駄な作業かもしれません。そういうことは、今後精査して簡素化していきたいと思っています。

鈴木部会長：保険問題に、今、大分時間を取ってしまいました。ほかに何か補足の御意見・御質問等がありましたらお願いします。

大変ざっくばらんな厳しい御意見を頂きまして、我々委員としてもこういう

ことは問題意識を持っておりますし、また、これから1年掛けて検討して、よりよい制度を設計していきたいと思っておりますので、また御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間になりましたので、今日はこれで終わりにしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

陶山部長： せっかくですから新聞社側から何かありませんか。

歸山部長： 今、手続の大変さというのが出ましたけれども、これが報われるような内容になれば、こちらも十分対応できると思ひますけれども、とにかくより広く海外の美術館から受け入れていただける、100%受けいただけるぐらいの内容にまずしていただかないと、結局この本来の趣旨、これを利用することによって、より多くのなかなか今までできなかった展覧会ができるようになるということですから、そうなるにはやはり、海外の美術館への周知といひますか、告知といひますか、これが来たらもう受けいただけるということ、その部分をより強く訴えていただきたいと思ひます。

鈴木部会長： はい。努力してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

陶山部長： くどのようなんですけれども、国家補償を掛けた上で支払う保険料と、国家補償を使わずに掛ける保険料が大差ないというのは、非常に素人にとって分からない。その差が少ないために、この作業の負担感がやはりつらいものになっているんです。ここでしっかり目に見えるような形で、保険料は50億掛ける（分母100円に対して）何銭ということである程度示されれば、それに向かって我々は資料をしっかりと作って、万全の体制を整えたいと思ひます。そこがやはり中心にございますね。この制度についての我々の苦しみといひるか、要望といひるか、是非受け止めていただきたいと思ひます。

【日本放送協会】

日本放送協会： 美術品国家補償制度ができて、私どももこれまで2件申請させていただきまして、適用を受けております。新聞社とNHKは展覧会を共催する場合が大変多いんですが、今、在京新聞5社会の御意見を傍聴しておりまして、ほぼきちんと資料をまとめていただいておりますので、5社会の皆さんがおっしゃっていることと、私どものお願ひしたいことは、ほぼ重なっておると申し上げて過言ではないかと思ひます。

とは言いながら、NHKは受信料制度に基づく公共放送でございますので、初めにNHKが展覧会を主催することについて、どういう基本的な考えで行っているかということ、最初に簡単に御説明申し上げます。

NHKは放送法によって、豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うことを最大の目的としておりますが、その目的を達成するために、放送に附

帯する業務を行うということも認められております。

NHK の展覧会というのは、こういった放送に附帯する業務の一環ということで実施しております。昭和 56 年、国立西洋美術館で共催させていただいたアングル展以来、30 年以上にわたって放送と連動した数多くの展覧会を開催させていただいております。こうした展覧会を通して、公共放送にしかできない質の高い番組と、それに連動する展覧会を通して、豊かなサービスを視聴者・国民の皆様に提供して、放送文化の創造に貢献をしてきていると自負しております。

こうした目的はあるんですが、展覧会を NHK が開催する意義について、私も現場では大きく 3 つあると考えております。

1 つ目は、放送と連動して、質の高い文化財に視聴者が直接触れる機会を提供するものであるということです。テレビで見たものを、実際に美術館・博物館に足を運んでいただけて見ていただくというサービスを提供するというのが 1 つ目でございます。

それから、2 つ目の意義としては、展覧会を地域で開催することによって、視聴者との結び付きを強める、地域文化の向上に貢献するというところでございます。NHK は全国に 54 の放送局を持っておりますが、東京のみならず、地方でもきちんとした展覧会を開催していくということを非常に重視しております。

3 つ目でございますが、国際的文化交流への貢献ということを考えております。例えば、来年、日本とスイスの修好条約が調印されて 150 年。こういった国家的な機会に合わせて、質の高い文化交流事業を行う。その一環として、展覧会を開催するというのも NHK の使命の一つだろうと思っているわけです。

こうしたことから、美術品補償制度ができて、これまでなかなか開催することの難しかった展覧会が開催できるようになったということは、大変有り難いことであると思っておりますし、そういった制度を更に良くするために、今日、私の意見を申し上げたいと思っております。

冒頭、5 社会の皆さんの意見でほぼ尽きていると申し上げましたが、その後の議論でもありましたとおり、そこで 2 つのことが議論されたと思うんですが、そこが我々も一番申し上げたいところであります。

2 つは何かといいますと、1 つは免責額を下げるということです。これは展覧会の選択肢を広げるということと言えますと、地方での展覧会の開催、小規模な展覧会を開催する場合、展示品の保険総評価額というのが数十億円ということもあるわけですね。そうした場合、免責額が 50 億円であれば初めから申請しようがないわけで、今、50 億円以下は免責となっていますが、それを例えば総評価額に対する比率で決めるとか、あるいは 5 社会の皆さんは限度額 1 億円という御提案をされておるようですが、いずれの方法がよろしいかは皆様に議論していただければと思いますが、いずれにしても免責額を下げるということが、1 つ目だと思います。これは対象となる展覧会の選択肢を広げるとい

う意味では、ポイントとなることだと考えております。

それから2つ目は、作品所有者の理解を得ると、特に海外の所有者の理解を得るということをも更に推し進めていただきたいということでございます。昨年、東京国立博物館と共催いたしましたボストン美術館展に際しましては、ちょうど制度ができるというタイミングでございまして、まさにボストン美術館展のために制度ができたのではないかと、我々期待していたわけなんです。

部会の皆様もそういう期待を持って、成り行きをごらんになっていたのではないかと勝手に拝察いたしますが、当時の文化庁の御担当の方とボストン美術館側と直接連絡、やり取りをしてもらった機会もあったわけなんですけれども、先方が言うことは大きく分けて2つあって、国家が補償するというのは、無条件で所蔵者に安心を与えるものでないといけないと。国家が補償するから、人類共通の文化財を国家が守るんだという意識を前面に打ち出してほしいということ、まず、言われました。こういう場合には補償できないという免責事項が多過ぎて、国が自分を守るという印象しか受けないという言われ方をされましたね。それは日本とアメリカとの法律の在り方の違いというのものもあるかもしれませんが、重要なものを貸すという立場の人に安心してもらおうというのが、この制度を広めていく上で非常に重要だろうと思うんです。

先ほど、5社会からは英語でのやり取りというお話があって、私もホームページ等で議事録を拝見しますと、皆様の方でそういう御努力もされているというふうにも拝見しておりますけれども、こういうのは積み重ねだと思いますので、毎年毎年いろいろなところに御説明に行ってください、そういうのを積み重ねることが大事なんだろうと思います。そうしていく中で、アメリカ東部の美術館、あるいはスイス、ドイツ等の美術館も日本の国家補償制度を受け入れるようになるだろうと期待しております。

大きく言いますとその2点でございます。免責額を下げることで、それから所有者の理解を得ることということでございます。我々としては、いわゆるブロックバスターの展覧会だけではなく、制度があったからこそできたと言われるような展覧会をやるのも公共放送の役目の一つだろうと思っておりますし、先ほど申し上げた来年のスイス年に向けては、ポピュラリティーは低いものの、国家補償があるからこそできるような展覧会をやろうということで、今、準備を進めている案件があるんですが、スイスのレンダーたちへの説得になかなか苦労しているという実情がございまして、なかなか収支見通しが厳しいなという実感を持っているところでございます。

雑ぱくではありますが、大体以上でございます。

鈴木部会長：ありがとうございます。5社会の皆さんの御意見とかなり重複するところがありましたが、所有者への理解、宣伝という面は文化庁としてもいろいろと努力はしているかとは思いますが、まだまだ足りないところはもちろんあると思います。

それから、免責の話は先ほどもいろいろ意見が出ていましたけれども、比率

という新しいお考えがありました。

日本放送協会：例えばですね。

鈴木部会長：例えばのお話ですけれども。

日本放送協会：私も保険の仕組みはよく分かりませんが。

鈴木部会長：どうですか。比率方式というのは、可能性としてはあり得るのでしょうか。

佐藤委員： もちろん、決め事ですからありますよね。やはり金額が小さければ、もっと免責額を低くしてもらわないといけないわけですから、そうすると一定の割合というのも普通の保険の仕事の中ではごく普通にあることです。あとは、その国家制度とどのようにつなぎを作っていくかということだと思います。

箱守部会長代理：アメリカの国家補償では、そういう形になっていますので。

佐藤委員： アメリカはそうです。

箱守部会長代理：展覧会の規模によって、免責金額が変わるという形になっています。

先ほどの5社会の皆さんがいらっしゃる場所でちょっと発言しそびれてしまったんですが、補償金額のバーを下げて対象を広げるという話は非常にいいことだとは思いますが、まだ日本の美術館の中に、共通の認識がまだないといえますか、アメリカへ2度国家補償の調査に行ったときに、いろいろな美術館をヒアリングして歩いた中で、やはり美術館側が、この制度は自分たちの制度なんだから、この制度で守るといいますか、事故を起こさないためにどうするかという熱意がすごかったんですね。それは別にそういうところを選んだというわけではなくて、どこへ行っても学芸員の方たち、特に向こうはレジストラという職務があって、そういう人たちが安全を図るためにどうするかということを必死でやっている。やはりそういう姿がまだ日本にないのかなと思います。

ですから、下げていくにしても、そういう文化がいろいろなところに広がっていかないと、単に保険代わりにこの制度を使うということでは、どこかで大きな事故が起こることになりかねないので、やはり制度を改善していく中で、美術館の方の意識やレベルが上がっていかないといけないという両方の問題があるということは是非御理解をいただければと思います。

余談ですが、アメリカへ行ったときも、スイスはアメリカの国家補償でさえ、余り適用されていないということをおっしゃっていました。余りこの立場でそういうことを申し上げるのはどうかなと思ったんですが、そういう情報は、アメリカの国家補償の制度を調査しているときに聞きました。

日本放送協会：感想なんですけれども、議事録を拝見しますと、いかに安全かということ
を議論されているという感想を持っているんですね。それは、国家補償でも民間
保険でも、安全性の確保というのは、美術館活動からすればどちらも同じこ
とで、国家補償だから民間保険よりも厳しく安全性を追求しなくてはならない
ということはないと私自身は思うんですね。美術館の立場としては、それは民間
保険を使っても国家補償を使っても、同じように大事なものを扱わなくては
いけないということだと思えます。

むしろ、この制度を更に広めていく、深めていくためには、申請してもらう
こと。先ほど申請の件数が減っていると伺いましたが、そこはやはり選択肢を
広げるという意味で言うと、まず^{そじょう}組上に乗ってもらわないと話が進まないわけ
で、そこはハードルを下げる、使いやすいものにしていくことが必要と考えま
す。

むしろ制度の本来の趣旨を更に生かすために、この展覧会をやるべきなのか
どうなのかをもっと議論していただいた方がいいのではないかと感想を持
っているんです。安全性というのは当然大事なんですけれども、制度があるか
らこそできる展覧会とは何なのかというところをもうちょっと議論していただ
けるといいのかなと思います。

井上委員：今、御指摘いただいた点というのは、専門調査会で十分配慮しながら、確
かに初期の段階では安全性というものが主体に議論されることが多かったん
です。ただ、回を重ねることによって、やはり本来の目的というのは、今、御指
摘くださったとおりでらうと思えます。

委員会でも、この展覧会は本当にやる意味があるのか、そして内容はどうな
のかということをもっと議論し、その上で、安全がどのように確保されている
のかということについて話合いが行われていますので、そのように是非委員を信
じていただきたいというのが1点。

それと、私も先ほど、50億円を下げるべきだということも議論していると
申し上げましたけれども、今、おっしゃってくださったように、今の制度では
地方で開催することはできないんですね。地方ができるところというのは決ま
っているわけですね。50億円以上という形になると、国の博物館か県立でも
いいところ、そして市立でもほとんどいいところということになってしまって、
この国家補償制度が地方でもいい作品が見られる、まさにNHKが地域文化と
いうものを大切にすることも含めてですけれども、我々としても東京あ
るいは大都市でしか見られない展覧会ではなくて、やはり地方でも見られると
いうことが、本来は国民への還元になるのではないだろうかということも議論
していることも、付け加えておきます。

日本放送協会：今、制度を適用すべき展覧会とはどういうものかという議論が活発になさ
れているというお話を伺いまして、非常に安心いたしました。

雪山委員： そのことなんですけれども、結局全ての展覧会を同じルールで判断していますが、例えば地方でいかにいい展覧会をやってもらうか、そういうものを積極的に支持しようじゃないかと。幾つかの方針で、分けてみたらどうなのか。

つまり、いわゆる通常の大規模企画展と、非常に内容が優れているもの。それから、特に地方の人に見てほしいとか、幾つかにこの制度を分けて、それぞれの枠で審査するというのも考えられるのではないかと。どこの枠に入れるかというのが面倒なことはそのとおりでありますけれども、何かそういう改善が必要ではないかという気はいたします。

日本放送協会： 例えば免責額の低減と、総評価額に対する割合で決めるというのは、評価額の低い展覧会に制度を適用する一つの方策ではないかとも思いますけれどもね。

箱守部会長代理： あと、開催する場所の美術館と、いわゆる企画をしている新聞社等のマスコミという両方の立場があって、両者を見ていると、どうも会場側である美術館の方は自分の会場のことしか考えていない。1館だけで開催する場合は、そこの美術館なり博物館の問題なんですけど、巡回する場合には、自分のところさえうまくいけば、というような考えが若干あって、展覧会の運営面でのそういう部分がまだ少し足りないかなと思います。

というのは、今、申請は美術館からするという形になっているかと思うんですが、美術館側にそういう意識なり認識が少し足りないのかなという気は、何度かやっている中では感じるがありました。

日本放送協会： おっしゃっているのは、安全管理の面での話ですか。

箱守部会長代理： そうです。はい。

日本放送協会： ですから、また繰り返しになりますけれども、商業保険でも国家補償でも機能は同じだと。そのところはいかがなんでしょうか。

箱守部会長代理： いや、私はそう思わないんですよ。実はアメリカで、美術館の戦略を聞いたんです。あなたの美術館でどういうものを申請するんですかと。そうすると、あちらは作品をいっぱい持っていますよね。海外との交換展をやって、借りるための費用はそんなに掛けずにできるわけですが、やはり、彼らは国家補償を受ける展覧会は、もちろんそうではないものも安全にはやるようにしていますが、国家補償を申請する案件には、より、どうやって安全に運営するのかのリスク管理に、ものすごい情熱を掛けているわけです。

やはりそれが、アメリカにおいて1975年に制度ができて以降、2件の事故で10万ドルしか支払った実績がないということにつながっているの、単

に保険代わりに使って、国家補償制度で何かあったら払ってもらえばいいという感覚は、やはりちょっとまずいのではないかなど。というのは、結果としては税金で支払うことになるわけで、そういう部分においては、やはりちょっと差を認識していただきたいなという思いはあるんです。

別に否定するわけではないんですけれども、より一層安全対策に力を入れていただきたいということを御理解いただきたい。

日本放送協会：はい。制度を守るためにアメリカの美術館の方々が努力されているということには、誠に敬意を表するものですが、主催者として安全性を大事にするというのは、国家補償制度を適用してもらう場合も、商業保険をお願いする場合も変わらないと思っております。

ですから、この制度を適用するかどうかを検討する主なポイントというのは、安全性は必要条件だと。展覧会をやる意義があるかどうかという、そこをまず重視してほしいというのが、繰り返しになりますけれども、そのために規模の小さな展覧会も救ってほしいという意見でございます。

【東京国立近代美術館】

松本副館長：（資料に基づき説明）東京国立近代美術館では今年のポロック展、それから今年度のベーコン展と2つ、この制度の適用を採択していただきました。ベーコン展の方は、現在豊田市美術館で開催中ですので、まだ、例えば無事に終わったとか、そういった報告はできません。私の発表は、文化庁さんからこのヒアリングへの出席願いの中に、意見を発表してほしい事項として5項目ほどありまして、その順番に従って話をさせていただきます。ただし、内容はお手元の書類に即しています。

まず、1つ目の事項「この制度の発足による成果として、どのようなことが挙げられると考えられるか」ですが、第一にポロック展、ベーコン展とも、この国家補償制度がなければ、成立しなかったと思います。

顕著な例として、お手元の「ポロック展」のところで、「イラン関係」として記しましたが、このうちの1点は、ポロックのほとんどの非常に有名な作品が門外不出に近い中で、イランの国の所有ということでお貸しいただけることになった作品ですが、評価額が200億円を超えていました。

展覧会規模で予算が4億円とか5億円とか、そういった大型の展覧会の場合でも、最後には本当に微々たる数十万円とか数百万円の節約を要することが非常に多いんですね。このぐらいの評価額の作品になりますと、1点を借りるための保険金相当として、2万人の入場者数を上げなければならないとか、そういう話になりますので、明らかにこれはこの制度がなければ、それからイランのナショナルギャラリーが国家補償制度に応じてくれなければ、そもそも断念した作品です。

それから、ベーコン展ですが、この2つの展覧会とも、その年に他の新聞社が注目していた極めて難しい展覧会なんですね。つまり、何千万円という額の

赤字が覚悟という展覧会でした。ベーコン展の場合も、3月に始まるのに12月になって成立が危ぶまれたことがあったんですが、結果的には作品を数点減らし、ということは既に承諾いただいている作品も辞退状を出し、その間何度にもわたって保険会社とも話し合いをし、ようやく開催できた展覧会です。ポロック展と同様に、この仕組みがなければ展覧会が開けなかった例となりました。

それから、成果のもう1点。これはお手元の資料の2ページ目には書きましたが、地震やテロの免責ですね。これは、個別の貸手との折衝で必ず問題になることがある事項です。最初から1億円以上は免責となっているのは、貸手を、この国家補償制度に応じてくださいと説得する非常に有力な条件になっています。

それから、同じく2ページ目の「設備・運営体制など」のところには書いたんですが、これはこの制度に付随した効果ですが、これをきっかけに、施設内あるいは輸送中について、作品の安全面・保全面をもう一度チェックする機会になったということです。安全性に関する意識が高まった、あるいはこの制度を持っている欧米並みになってきたというのは、非常にいい機会ですね。

ただし1つ心配されるのは、事実上、今、申請書を実際に作成して応募している主体は、多くは在京の美術館・博物館と新聞社だと思います。この国家補償が、国が面倒を見ていただけというような意識のままだと、うまく健全に育っていかないと思います。この制度を維持するためには、事故を極力減らし、そのことが伴っていないと成育していかないわけですが、その辺りが今後、かえって作品の保全面・環境面等の格差の拡大につながる可能性が全くないとは言えない。これがちょっと心配な点です。

それから、意見を発表いただきたい事項のうち2つ目は、「この制度を利用した際、制度面又は手続面で問題となった点や利用しづらかった点は何か」。それからもう1つは「利用を促進するためにどのような方策が考えられるか」。これについてはまとめて幾つか挙げさせていただきますが、この制度をますます有効なものとしていく1番重要なことの1つは、やはり作品の安全管理の徹底。これはやはり重要なことだと思います。その実績をもって成長させていく、あるいはその実績をもって保険料率等も今後お考えいただくということだと思うんですね。

ただ、実際には理想だけで現実が追い付いていかないと、実際上仕組み自体が値崩れしていくという心配がないわけでもありません。つまり、美術館や博物館の1展覧会の担当者は、せいぜい2人とか3人ですね。それから新聞社も同様です。余裕がある中で、申請書類の作成をしているわけではないんですね。

それから、ただ机の上で作成できるわけではなくて、何よりも貸手の了解を取りつつ、あるいは折衝をしつつ、ペーパーを仕上げていくわけでありまして、皆さんのお耳にも届いているかもしれませんが、これは新聞社、テレビ局の方と話をすると、やはり話題に上ることの多い事柄です。それだけ関心が高いわけですが、例えば申請のための労力に申請を見合うかどうかといったことで見合せてしまったり、他の選択をしたといった声も二、三聞かれるんですね。せ

っかくのいい制度ができながら、申請書作成の前でギブアップされてしまいますと、これは元も子もない。この点が心配されます。

とはいえ、先ほど言った安全性を高めていくことは、これはこれで必要ですから、その安全基準を緩めてほしいと言っているのではなくて、そこは精度を高めつつ、一方で無駄な努力はさせない努力、書式の工夫であるとか、そういったことが必要なのではないかと思います。

具体的に言いますと、これは当館からのペーパーの1枚目にも書きましたが、やはり施設資料などは、毎年、施設が変わるわけではありませんから、使い回しの工夫をするなり、変更点だけの申告にするなり、あるいはPDF等でペーパーを少なくしていくなり、これは技術的に解決できるのではないかと思います。

それから、細かいことを言い始めるときりがありませんが、書類を作成するに当たって、美術館や博物館のキュレーター、あるいは新聞社やテレビ局の事業担当者の専門ではない事柄というのは、えてして非常に時間と手間が掛かるんです。海外の保険会社とのやり取りもそうですが、例えばその1つは保険評価額がございます。

それで、保険評価額、今はその価格の適正さを担保するために、客観的な裏付けをある程度求めていると聞いていますが、そうすると公にされている分量で一番多いのは、やはりどうしてもオークションレポートになりますけれども、これはごらんいただくとよく分かるように、同等の作品でも1桁ぐらい値段が違う。その中で適正な価格を見積もるという仕事は、実は新聞社や美術館員のできる仕事ではない面があるんですね。

それと、この補償制度に乗ってくれるかどうかはあくまでも貸手の自由意思ですし、価格の査定に関しても持ち主の意見を尊重せざるを得ません。ちょっと高過ぎるだろうと思う場合でも、「そんなことを言うのなら貸しません」で終わりです。したがって基本的には、とりわけ美術館などの場合には先方の評価額を尊重しつつ、ちょっとこれはと首をかしげるようなものについて事例を挙げるなり、何か方策があった方がいいんじゃないかなと思います。これは専門外の事柄について裏付けるというのは、本当に時には大変な労力が要ります。

それから、やはり安全基準に関する目安、あるいは申請書の書き込み項目がより高精密化している、あるいは細かく多くなっているという声は耳にいたします。私が想像するに、きっと何か不安な材料が見つかったとか、これは危険だというものが見つかる、それを予防するために安全性を高める。予防のために基準が付け加わっていく、あるいは一般則が加わっていくということだと思うんですが、その具体例が分からないと、規則が増えていく、労働量ばかりが増えるという印象をやはり持つんですね。

何か事例が起こったときに、予防のために一般則をどんどん加えていく、あるいは変えていくと、私はきりがいいのではないかと思います。作品の保全に関する認識が少し不足して問題が起こったということであれば、認識を高め、この際そこを改めてもらわないと今後のためにまずいわけですが、多くの

不安材料というのは、例えば輸送する場合でも、美術館とか、日本の場合は新聞社のスタッフとか、専門性の高い人以外の第三者がどうしても加わるわけですよ。大体そこで不安材料というのは起こるわけで、それを防ぐよりは、具体的な事例に即して、きっとその当事者には警告なり注意なりされているんじゃないかと思いますが、注意すべき事例として「このようなことを気を付けよ」という形で指導できないかと。何らかのやり方がないと、どんどん規則が精密化し、応募意欲が低くなっていくというのが心配な点です。

それから、最後に「本制度の改善に向けた具体的な提案について」という設問を頂いております。既に議論にもなったかもしれませんが、この補償制度の恩恵を一番受けやすいのは、1つの博物館・美術館から作品を借り、しかもその博物館が国家補償制度に乗ってくれるもの。つまり言ってみれば対労力効果が高いというわけですね。

それから、個展等の場合で、アメリカ・ヨーロッパ各国から、いろいろなところから作品を集める。これは補償制度を受けてくれるかどうかにかかわらず、いろいろなやり取りも含めて非常に労力が掛かり、しかも全館が応じてくれるとは限らないわけです。先ほども言いましたが、新聞社、またテレビ局は違うでしょうが、本当に紙媒体、印刷メディアというのは、今、むしろ守勢に回っている。人の配置すらなかなか大変というところで、申請書の作成を諦めざるを得ない事態が生じてくるのは、やはりその労力に見合った恩恵が受けられるかどうかということだと思っております。

今日お配りした書類には、実は難易度の点で民間ベースには非常に乗りにくい、しかし意義のある展覧会、つまり複数館、世界中から作品を集めてくるような展覧会の担当者がますます応募していくためにも、応募展覧会の内容とか難易度とか意義を多少とも加味する可能性を考えたらどうかといったことを書かせていただきました。

そういった内容的な点をこの審査に加味するのは、かなり難しいかもしれませんが、いずれにしても現在、有利なタイプの展覧会、つまりこの制度に向けた展覧会と、向いていない展覧会の違いが生じていることは確かであって、制度全体として今後発展させていくためには、それに対する何らかの方策がないと心細いなど、正直言って感じております。

思うにこの国家補償制度の最大の受益者は、もちろん展覧会をごらんいらっしゃる一般の国民の方々。それから、美術館・博物館や新聞社、テレビ局なわけですが、日本における展覧会事業が一層盛んになっていけば、保険会社もいい流れの中に入って行くわけですよ。

今、申しましたこの問題は特効薬を思い付くわけではないんですが、やはり民間保険会社の補償分50億円、これをもう少し下げる方向で見直すという話は、制度の発足当時から挙がっていましたが、これなども、やはり大いに奮って応募していただき、ひいてはいろいろなメリットを引き出す方策の1つではないかと思っております。

つまり、決して敷居を低くするのではなく間口を広げることができるならば、

応募件数・採択件数も増え、それから海外展への意欲も各美術館から高まる。ひいては鑑賞者も含めて関係者全員に恩恵がめぐっていくと。時間は多少要するかもしれませんが、何とかそういう方向にならないものか。提案と言えるほどのものではありませんが、これが提案です。

以上です。

鈴木部会長：大変貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。いろいろ、委員の方でも御意見があるかと思えますけれども、ここで何か結論を出すわけではありませんので、何か気が付いたこと、あるいは御質問等ありましたら、どうぞ。

雪山委員：とにかく、この国家補償制度ができたから、ジャクソン・ポロック展とフランシス・ベーコン展をやるのが可能になったと。この制度がなかったら、評価額がこれだけ高いところで、最初からこのポロック展とかフランシス・ベーコン展をやろうということも恐らくこういう現状では言わなかったでしょう。そういう点では、私はこの2つの展覧会が、いろいろな問題はあるけれども、国家補償制度のいわば最大の成果だと思うし、やはりその中で、今、松本副館長がおっしゃったように、展覧会の開催の意義を考えなくてはならない。ところが、この委員会ではその質の問題を問うところまで行っていないというか、応募件数が大体少ないと。ですから、とにかくある条件を満たせば、とにかく採択と。私はもうちょっと、例えばほかの条件が同じだったら、開催意義の高いものを優先させるとか、そういう方向に持っていけるかなと思っていたんですけども、なかなかそういうところに行かない。だから、今の開催意義があるのかなのかということ、本当はこれが一番重要なことじゃないか。

ここで審査している展覧会でも、何とか美術館名品展という、名品展とはさすがに言わずに、一応テーマは付けているけれども、これまで日本で何度も何度もやっているような某美術館の展覧会といったもの、あるいは商業ベースでもある程度やれるものに比べて開催意義の高いものを選ぶというのが本来の趣旨だろうと思うし、そういう点では松本さんの御意見、私も賛成します。

松本副館長：当館は幸い2つの展覧会によって、その恩恵をね。

雪山委員：一番受けた。

松本副館長：別に一番とは言いませんけれども。

鈴木部会長：ほかに何かございませんでしょうか。

大原専門調査会長代理：本当にこの制度がなかったら、ポロック展は実現していませんか。

松本副館長：ポロック展の場合、予算のペーパーを見せられていました。何万人ならこれだけ赤字、何万人だったらこれという、段階的な赤字表です。それを既に目にしているのに、イランの作品は借りましようなんて、とても。

大原専門調査会長代理：いや、イランのことは何か新聞社が。

松本副館長：いや、新聞社としては無理ですと。どうしてもと言うなら、美術館の費用でという答えが返ってきかねません。

雪山委員：これはいろいろ難しい問題が多いですけれども、この展覧会は本当に開催の意義があると認めたら、ゼロから国が面倒を見るという展覧会が、年に1本ぐらいあってもいいんじゃないかという気はするんですけれどもね。

鈴木部会長：いろいろとまた不満は出るかもしれませんね。

富田委員：評価額についてのお話がちょっと出たんですけれども、先ほどのお話で言うと、要は所蔵者側の言い値というか、借りる側としては基本的にやはりそれを尊重するというスタンスですよ。

松本副館長：自分の作品を持っている作品の評価額を上げようという意図を持っているかどうかは、申出価格を見て分かりますよね。そうでなければ、多くのレンダーの言ってきた価格はそこそこ……。

富田委員：妥当性を持っているという御判断ですよ。

箱守部会長代理：付け加えて申し上げますと、国家補償の対象になる相手先というのは、原則、美術館を考えていますから、そういう意味では余りそこをつべこべ言わなくてもいいのかなと思います。個人の所蔵家だと、おっしゃったようにつり上げたいというようなことはあり得るんだろうと思うんですが、原則個人は排除しているということから言えば、その辺りの労力を削減してもいいのかなという気はします。なぜかというと、アメリカの場合は、1作品についての評価は第三者機関の意見があって、国家補償はそちらを尊重しますと。そうすると、所有者の評価額と差がある場合に、国家補償はこの第三者機関の意見までは認めて、それを超えたらその差額の部分に対して、民間の保険を使ってくださいという方式なんです、今の日本の制度は、そうであればその作品は除外してくださいという形になってしまうので、除外してしまうのであれば、第三者機関のバリューが、おおよその目安程度ということであれば、もういいのかなという気はするんですよ。どうしてもその所有者の評価額と第三者機関の意見を厳格に運用するというのであれば、どこかから意見を持ってくるというこ

とはしなければいけないと思います。

松本副館長：余り言えない話ですけれども、美術作品の場合、この作家だったら幾らでも出すというコレクターがいれば価格は上がるわけですし、適正価格の設定というのは、本当にプロじゃないと無理だと思います。

井上委員： おっしゃるように、我々が扱う中国美術は、中国マーケットが異常なんですね。ですので、今までの値段の3倍とか4倍とかではなくて、10倍になっているようなものすら出てきているわけです。それが適正かどうかと言われても、なかなか難しいところがあるわけですね。ですから、そういうところの判断というのは非常に難しい。

(5) その他

- ・ 事務局より次回の美術品補償制度部会の開催予定及び今後の予定について、報告を行った。